

改正概要説明書	
国名： シンガポール	法令名： 商標法
改正情報： 2019年11月21日施行	
改正概要：	
<p>1. 上訴の制限の規定の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録官決定に対して行われた不服申立の裁判の決定に対しては，最高裁判所の許可がない限り，上訴裁判所に上訴できない旨の規定を新設した(第75条(4))。 	
<p>2. 商標侵害の税関取締措置に関する規定の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商標侵害の税関取締措置について，関連規定に使用される用語の定義を追加して整備した(第81条)。 ・ 税関取締の申立等に係る手数料の規定を新設した(第81B条)。 ・ 商標の所有者・使用権者は，税関に侵害疑義商品の差押を求める通知をすることができる旨の規定について，輸出される場合を追加し，その通知の有効期限を60日から59日に変更した(第82条)。 ・ 差押商品の保管について，占有者又は申立人が保管者になる旨，規定を見直した(第84条)。 ・ 差押通知は，輸出の場合は輸出者を宛先とし，また，通知はメールでも可能とする旨，規定を整備した(第85条(1))。 ・ 差押商品の解放について，差止申立からの経過期間を3週間から22日に変更し，また輸出者も対象に追加した(第88条(2)(b))。 ・ 税関職員が職権で通過商品を検査でき，侵害疑義商品を留置できる旨，留置の継続要件，権利者から税関措置の申立があった場合を除き職権検査の結果を権利者に通知する旨，税関に対する情報提供を要求できる旨，差押商品の没収と解放，誤った差止に対する賠償責任，担保の提供等について詳細の規定を追加して整備した(第93A条 - 第93L条)。 ・ 税関職員は，侵害物品の検証のために梱包を除去し，及び検査場所に移動できる旨の規定，また，搜索のために所定の場所に令状なく立入できる旨の規定を整備した(第95条，第96条及び第98条)。 	
<p>3. 税関職員の個人責任の免責の規定の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税関職員は，その職務の遂行について個人的な責任を負わない旨の規定について，その要件を明確化した(第100条)。 	
改正内容：	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第75条 (4)は新設項である。 ・ 第81条 「異議申立人(objector)」が「請求人(requestor)」に置き換えられた(他の条文でも同 	

様)。

・ **第 81B 条**

手数料に関する新設条文である。

・ **第 82 条, 第 84 条, 第 85 条及び第 88 条**

商標権侵害の通知, 差押の請求に関して明確化された。

・ **第 93A 条 - 第 93L 条**

職権による差押に関する新設条文である。

・ **第 95 条, 第 96 条及び第 98 条**

搜索権に関して明確化された。

・ **第 100 条**

個人的責任に関して明確化された。